

「禁忌症等基準に関する意見」

(平成 26 年 2 月 7 日)

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室あて

氏 名： 一般社団法人 日本温泉協会 (担当者 会長 大山正雄)
〒・住所： 102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5 全国旅館会館 3 階
電話番号： 03-6261-2180
FAX 番号： 03-6261-2179

意 見：

〈該当箇所〉 4 ページ 1 行目 ①浴用の方法及び注意

〈意見内容〉 従来の表記に比べわかりやすい表記になった点は評価できる。その周知徹底のためには、温泉提供者側が一定期間の温泉研修会の受講を受け（行政等が研修会を実施）、基本的事項について利用者に適切なアドバイスができるような体制づくりが望まれる。

〈理 由〉 掲示のみに頼るだけでなく、施設の管理者自身が正しく理解しその周知の実践に努めることは、入浴時の不慮の事故等を未然に防ぐことにもつながる。

〈該当箇所〉 4 ページ 31 行目 エ、入浴後の注意

〈意見内容〉 肌の弱い人に対し、刺激の強い泉質では、入浴後に洗い流すことの必要性を説いているが、加えて、塩素消毒を行っている温泉についても同様の配慮が必要であることの記載が必要ではないか。

〈理 由〉 個人差はあるにしても、塩素消毒が原因で肌荒れなどが起る場合もあり、事前に注意を促すことは必要と思われる。

〈該当箇所〉 6 ページ 13 行目 5、療養泉の適応症

〈意見内容〉 ここで「温泉」とは別に「療養泉」という用語が用いられるが、「温泉」と「療養泉」との違いについて医学的根拠の説明が必要ではないか。

〈理 由〉 療養泉という用語はふだんあまり馴染みがないことから、正しく理解してもらうためにも、わかりやすい補足説明が必要と思います。

【参考】

- 環境省ホームページ報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17653>
- 「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について」(案) http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=23727&hou_id=17653
- 参照条文 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=23728&hou_id=17653